

2023-2024年度
上野東ロータリークラブ クラブスローガン

「三十九の人
三十九の場を始めて
例会の始まらんとす」

週報

WEEKLY REPORT 2023-2024



世界に希望を生み出そう

事務所 三重県伊賀市西明寺2756-104 ヒルホテルサンピア伊賀内
TEL 0595-24-4650 FAX 0595-24-4656

例会 毎週木曜日 12:30点鐘 第3・第5週例会 18:00点鐘
ヒルホテルサンピア伊賀 TEL 0595-24-7000

1991/No.8

URL: <http://www.ict.ne.jp/~u-eastrc/> e-mail: u-eastrc@ict.ne.jp

本日の例会 第1992回 2023年9月7日(木)

開会点鐘 12:30

ソング 国歌斉唱『君が代』

ロータリーソング『奉仕の理想』

ゲスト・ビジターご紹介

食事の時間

出席報告

会長の時間・幹事報告

ニコニコボックス・委員会報告・同好会報告

本日の行事 新会員卓話

「平井会員・北澤会員」

閉会点鐘 13:30

前回の例会 第1991回 2023年8月31日(木)

開会点鐘 18:00

ソング RC『それでこそロータリー』・『花』

ゲスト・ビジターご紹介

誕生月のお祝い・出席報告・上野東RC奨学金贈呈

会長の時間・幹事報告

ニコニコボックスの報告・委員会報告・同好会報告

職業ミニ卓話「神戸会員」

「職業奉仕4つの反省」

乾杯 食事の時間

閉会点鐘 19:00

8月誕生月のお祝い

鈴木親睦委員長

おめでとうございます。



8月20日 福川元康 会員



8月22日 松本正博 会員



8月29日 中里芳彦 会員



8月13日 千歳弓恵 事務局員

上野東ロータリークラブ奨学金贈呈 恒岡委員長



オメレス・ジャンポール 君

出席報告 西 出席委員長

本日の出席率 90.32%

7月27日の修正出席率 93.33%



幹事報告 西口幹事

・例会前に「会員増強研修セミナー」と「ロータリー財団研修」のご案内を出席要請者へお渡しいたしました。

後ほどFAXにて出欠案内をお送りいたしますのでお返事お願い致します。

・2630地区で開催される、「地区大会」「インターシティミーティング」につきましてもメイクアップ

対象になりますので新入会員方々ご参加宜しくお願い致します。



ニコニコボックス報告 東委員長

長谷川会長

神戸サン今夜の職業卓話ヨロシクお願いします。

火曜日の会長杯ゴルフ猛暑の中砂遊びお疲れ様でした。

西口幹事

ミニ卓話宜しくお願いします。また、クラブからのお祝いありがとうございます。

中尾会員

初盆の御供ありがとうございました。

中井会員

母の葬儀に際しましてクラブからの香典を賜りありがとうございます。お礼申し上げます。

前田会員・三谷会員

ニコニコボックスに協力します。

西会員

ホーム例会欠席のお詫び

南会員

神戸さん卓話楽しみにしています。

神戸会員

つたない卓話ですがお聞き下さい。

鈴木会員

神戸さん!! ミニ卓話楽しみにしています。

伊藤会員

昨日のゴルフコンペ幹事さんありがとうございました。

宮岡会員

神戸会員職業ミニ卓話楽しみにしております。

乾会員

神戸さん卓話楽しみにしています。宜しくお願いします。

西会員

ゴルフ欠席残念、東さん優勝おめでとう。

山森会員

東さん優勝おめでとう!!

小林会員

第2回会長杯いつも通りの111点でした。

上野RC・上野東RC 会長・幹事会

ニコニコボックスに協力します。

中里会員・松本会員・福川会員

誕生月を自祝して・・・

東会員

第2回会長杯おつかれ様でした。優勝させて頂きました。



合計 32,332円です。

『会長の時間 ～ メーキャップのすゝめ』



令和5年8月31日
会長) 長谷川真嗣

ロータリアンの三大義務は、「例会の出席」「会費の納入」「ロータリーの友の購読」であります。会員には多忙な本業がありますので「例会の出席」は毎週は無理である。ただ、ホーム例会には出席できなくとも他クラブへの出席すれば欠席を補填することができる。いわゆるメーキャップである。コロナ禍によって約3年間、どのクラブもメーキャップを受け入れを中止せざるを得ませんでしたが、ようやく2630地区もメーキャップが解禁された。早速、8月22日、3年ぶりに上野RCサンにメーキャップした。先方の事務局さんに「何月何日、メーキャップにお邪魔します。」と連絡を入れ、当日例会場に赴き、受付でメーキャップカードを書きメイクフィーを支払い会場に入り用意されたビジター席に着席した。若い会員サンが持ってきてくれたコーヒーを飲んでいると開会点鐘の鐘が例会場に響き渡った。山本会長から「本日のビジターは上野東RCの長谷川真嗣君です。」と紹介されると起立して片手を挙げて、「ハイッ！」と皆に顔が見えるように後ろを振り向いて大きな声で返事をし着席した。後はいつも通り会長の時間、出席報告、ニコニコボックスと進行し昼食をとりながら同席テーブルの会員の方々と「いやあ〜、久しぶりのメーキャップで緊張しますわ！」とか何とか言いながら歓談した。周囲を見渡して感じたことがある。見覚えのない会員サンが数多くおられたことだ。3年の月日をあらためて感じた。昼食後は、本日の行事で卓話を拝聴した。この日は証券会社の会員サンが教育資金、年金関連について話されていた。1時間後、閉会点鐘が鳴り、「お世話になりました。」と挨拶をし例会場を後にした。

メーキャップとはこれだけのことである。他クラブの例会に1時間出席するだけでホーム例会の欠席補填となる。しかしながら、欠席補填の為とは言え遠く他クラブの例会場に足を運びメイクフィーを支払い見知らぬ人たちの中の上座のビジター席にポツンと座り、いささか緊張しながら昼食をとるのである。最初は気が進まないかも知れない。しかし、メーキャップには目には見えないが得るものもあるように思う。地域や会員数の違いはあれど例会は1時間である。基本プログラムはおおよそ同じであるがクラブによって少し異なり新鮮さを感じる。例会の雰囲気というか匂いというか言葉では言い表しにくいクラブによって異なる。自クラブの例会だけに出席していると分からないことである。もう一つ、ロータリーバッジをつけているだけで、普段では会えない地域や年齢や職種の異なったロータリアンの方々と食事をしながら話すことができるのである。少し大袈裟だが、無形の財産を得て自己研鑽につながるのではないだろうか。入会間もない会員の方々には是非とも他クラブへのメーキャップをおすすめしたい。そして、他クラブへのメーキャップに行った感想などを自クラブに持ち帰って週報などに掲載していただいたなら、これほど嬉しいことはないだろう。

委員会報告 会場監督 神戸SAAより

食事ロスの報告です。

皆様方には大変ご協力頂きおかげさまで今月は1食でした。

引き続きご協力お願いいたします。



『職業奉仕四つの反省』

職業奉仕4つの反省 中里奉仕部門長



- 顧客に対して
最上の品質、最高のサービスを提供しているか。
常に、正直と親切を旨としているか。
- 従業員に対して
彼らの長所を十分認め、かつ買っているか。
安全で快適な職場を確保しているか。
苦情に対して
公正な態度で対処しているか。
自ら誠実、正直、善意の手本を示しているか。
- 競争者に対して
公正な態度で接しているか。
あなたは行動をもって誠実を肝銘させているか。
彼らと共に事業水準の高揚につとめているか。
- 協力者に対して
公正で友情に満ちた関係を保っているか。
いつも支払いをよくしているか。



親睦会 鈴木親睦委員長



皆様の健康を祝して 乾杯！

本日のお料理はビュッフェスタイルでご用意いたしました。

ゴルフ同好会幹事 東会員より

8月29日（火） 第2回会長杯をザ・カントリークラブにて参加者14名で行ってまいりました。
今回の優勝は私、東弥代でした。101点叩きました、目標は95で優勝しようと思っていました。

優勝おめでとうございます。



職業ミニ卓話



神戸照男 会員

土地家屋調査士と言う国家資格は、あまりなじみが無く、ご存じでない方がほとんどだと思います。
戦前、長野県松本市の松本税務署長であった、植木庚子郎(後の大蔵大臣)は、何とか税務署の土地調査員を国家資格にならないかと尽力され、管内の土地調査員を統括し、戦争で中断しましたが、戦後の昭和25年7月31日議員立法として土地家屋調査士制度が実現致しました。
私自身は、祖父が、大正時代の終わりから始めた、代書人と言われる、仕事をしていたのが、現在の司法書士・土地家屋調査士と言う国家資格になったものです。
昔は役所の中に代書人の仕事をする場所が設けられていたそうです。
そうしたことから子供の頃からその仕事を見て育ち、昭和47年に田中角栄が発表した日本列島改造論により、昭和49年の第一次オイルショックが起こるまで、不動産取引が、非常に盛んとなり好景気の時代に入り、高校時代からその仕事を手伝うようになった思い出があります。
私が土地家屋調査士の資格試験に合格したのは、昭和56年、28歳の時でした。
業務としては、土地建物の調査・測量・登記と言うことになります。最近では土地を売買するにあたっては、必ず土地境界の確認または確定を行い、後日買主と隣接土地所有者とが、争いにならないようすることが、当たり前になっています。
土地の測量と土地境界の確認が仕事ですから、日々立会業務を行います。土地境界については、これが実に根が深いといえます。3代も4代も前からもめている場合もあって、立会については一番気を遣うところです。場合によっては、つかみ合いの喧嘩になりそうな陰湿な場面も時にはあります。土地境界は人と人の境であると言われる。是非、土地の境界には「杭を残して悔いを残さず」と言う言葉や「境界紛争ゼロ宣言」と言うスローガンを掲げて仕事をしています。
さて、近年、日本全土で所有者不明土地の面積が九州と同じくらいに上るというニュースがあります。そうした、長年相続登記がされない土地や住所が変わっているが住所変更の登記がされていないことで、所有者不明土地となっている大きな問題の解消を図るため、令和3年4月に民事基本法制の総合的な見直しが行われました。我々に関係する法務局に関する部分では、特に発生の予防の観点から、不動産登記制度が大きく変わるほか、所有者不明土地の発生を抑制するため新たな制度がスタートしています。
まず一つ目は、令和6年4月1日施行の相続登記の申請の義務化です。これまで任意とされていた相続登記が義務化されます。また申請しやすくするための新しい制度(相続人申告登記制度)もスタートします。
二つ目は、令和5年4月27日施行の相続土地国庫帰属制度です。これは相続等により取得した土地のうち、一定の要件を満たすものは、法務局での審査を経て、国庫に帰属されるようになりました。
それ以外には、法定相続情報一覧図(相続関係説明図)を必要戸籍類を法務局に持ち込むと無料で作成し何度でもその写しをとることが出来ます。
自筆証書遺言書を法務局で預ける制度もあります。
私が一番期待しているのは、令和8年4月までに施行予定の住所等の変更の登記の申請義務化です。任意とされていた住所変更等の変更登記が義務化されます。
私たち土地家屋調査士の業務の中で、隣接土地所有者の生死や居所、住所の調査には、日々気が遠くなるような時間と労力とお金を要し、依頼された業務を完璧に全うし引き渡しするまでの努力が、少しでも楽になればと思う次第です。
以上、職業卓話として終わらせて頂きます。ご清聴ありがとうございました。